制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者に限る。以下同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に対する信用の供与等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。）であって、清算機関が行う業務（金融商品取引法第百五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務引受業等、商品先物取引法第百七十条第二項に規定する商品取引債務引受業等及び外国の機関が行うこれらの業務と同種類の業務をいう。以下同じ。）に係るもの及び金融庁長官が定めるものについては、当分の間、適用しない。

3　新規則第十四条第四項の規定は、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十四号）附則第三条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する必要な措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、商工債（株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。以下同じ。）については、適用しない。

（長期信用銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第十三条第一項の規定は、同項第一号に掲げるものについては、当分の間、適用しない。

2　新規則第十三条第二項及び第四項の規定は、長期信用銀行の清算機関（長期信用銀行（当該長期信用銀行以外の長期信用銀行を含む。）に一定の情報を提供している者であって、金融商品取引清算機関、商品取引清算機関及びこれらに準ずる外国の機関をいう。以下この項において同じ。）に対する信用の供与等（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条において準用する銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。）であって、清算機関が行う業務に係るものについては、当分の間、適用しない。

3　新規則第十三条第四項の規定は、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する必要な措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、商工債については、適用しない。

（信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の信用金庫法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第百十四条第一項の規定は、同項第一号に掲げるものについては、当分の間、適用しない。

2　新規則第百十四条第二項及び第四項の規定は、信用金庫又は信用金庫連合会（以下この項において「金庫」と総称する。）の清算機関（金庫（当該金庫以外の金庫を含む。）に一定の情報を提供している者であって、金融商品取引清算機関、商品取引清算機関及びこれらに準ずる外国の機関をいう。以下この項において同じ。）に対する信用の供与等（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。）であって、清算機関が行う業務に係るもの及び金融庁長官が定めるものについては、当分の間、適用しない。

3　新規則第百十四条第四項の規定は、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する必要な措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、商工債については、適用しない。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則（以下この条において「新規則」という。）第五十一条第一項の規定は、同項第一号に掲げるものについては、当分の間、適用しない。

2　新規則第五十一条第二項及び第四項の規定は、信用協同組合等（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第二条第一項に規定する信用協同組合等をいう。以下この項において同じ。）の清算機関（信用協同組合等（当該信用協同組合等以外の信用協同組合等を含む。）に一定の情報を提供している者であって、金融商品取引清算機関、商品取引清算機関及びこれらに準ずる外国の機関をいう。以下この項において同じ。）に対する信用の供与等（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十一号）第二条第一項に規定する信用の供与等をいう。）であって、清算機関が行う業務に係るもの及び金融庁長官が定めるものについては、当分の間、適用しない。

3　新規則第五十一条第四項の規定は、中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する必要な措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、商工債については、適用しない。

府令・省令

○内閣府、総務省、厚生労働省、法務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）の一部の施行に伴い、及び保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第百十五条第一項等の規定に基づき、認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年十月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　上川　陽子
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　西川　公也
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　望月　義夫

認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令

内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、法務省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年文部科学省、

の一部を次のように改正する。

第四十条中「法附則」を「改正法附則」に改め、同条第一号中「投資証券」の下に「若しくは新投資口予約権証券」を加える。

第五十一条第一号中「社団法人日本アクチュアリー会（昭和三十八年五月十四日に社団法人日本アクチュアリー会という名称で設立された法人をいう。次号において同じ。）」を「公益社団法人日本アクチュアリー会」に改め、同条第二号中「社団法人日本アクチュアリー会」を「公益社団法人日本アクチュアリー会」に改める。

第六十四条第一項第十一号中「又はその子会社」を「、その子会社又は業務の委託先」に改め、「不祥事件」の下に「（業務の委託先にあっては、当該認可特定保険業者が委託する業務に係るものに限る。）」を加え、同条第四項中「又は認可特定保険業者等」の下に「（認可特定保険業者の業務の委託先を除く。）」を加える。

附則第二条第一号中「社団法人日本アクチュアリー会（昭和三十八年五月十四日に社団法人日本アクチュアリー会という名称で設立された法人をいう。次号において同じ。）」を「公益社団法人日本アクチュアリー会」に改め、同条第二号中「社団法人日本アクチュアリー会」を「公益社団法人日本アクチュアリー会」に改める。

附　則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。